

市長定例記者会見 概要

- 日時：令和4年10月24日（月）午前11時から午前11時50分まで
- 場所：市庁舎3階庁議室
- 相手方出席者：神奈川新聞社、朝日新聞社、読売新聞社、東京新聞社、毎日新聞社
共同通信社、テレビ神奈川、タウンニュース社、時事通信社
- 市側出席者：市長 桐ヶ谷 覚、副市長 柏村 淳、経営企画部長 福井 昌雄
経営企画部担当部長 福本 修司、総務部長 田戸 秀樹、市民協働部長 岩佐 正朗
福祉部長 須藤 典久、環境都市部次長 青柳 大典、環境都市部担当部長 須田 透
教育部長 村松 隆、教育部参事 杵山 英廷、消防長 行谷 英雄
- 陪席者：経営企画部次長 仁科 英子、経営企画部財政課長 山田 悟史
企画課担当課長（広聴広報担当）河合 正男、広聴広報係 花光 美保
- 配付資料
 - ・令和4年逗子市議会第4回定例会の招集について
 - ・議案第57号 小児医療費助成事業制度の対象者拡大について
 - ・アプリで健康ポイント ゲットキャンペーン（第2弾）について
 - ・「逗子市いじめ防止基本方針」策定に係る2021年8月の記者会見での説明について

■内容：下記のとおり

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

定刻になりましたので、定例の逗子市長記者会見を始めます。

本日の流れを説明いたします。はじめに、市長から「逗子市いじめ防止基本方針」策定に係る2021年8月の記者会見での説明についてご報告させていただきます。その後、市議会の招集について、ほか二件のプレスリリースについて説明をさせていただき、質疑を受け付けます。

以上のような構成で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【市長】

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。それではただいまから、進行報告がありましたように、最初に「逗子市いじめ防止基本方針」の策定に係る資料について、そちらからご説明をさせていただきます。

これは昨年令和3年になります8月30日に実施しました記者会見におきまして、逗子市いじめ防止基本方針の策定に向け準備している旨発言しました。当時の発言内容を改めて申し上げます。

平成25年6月に成立した、いじめ防止対策推進法を根拠に策定するもので、県内各市が策定が進んでいる中で、本市は策定しておりませんでした。そこで、神奈川県教育委員会が

ら策定するよう促され、令和3年1月の段階で、同年10月を目途に策定する約束をしていたという発言をしています。

このことについて、いじめを受けられた被害者児童の保護者から隠ぺいの疑いがあるというご指摘を受けましたので、この場で改めてまた説明をさせていただきたいと思えます。

令和3年8月の記者会見では先ほど申した通りですが、保護者からご指摘がありました件を申し上げます。この記者会見の4日前に、学校教育課長から電話をさせていただきました。8月30日に予定している記者会見で、なぜこの時期に方針を策定するのか質問があった場合、県教育委員会から促されているということを経由してよいかとの確認をさせていただいたということでもあります。

資料には、このように記載しておりますが、さらに保護者からは、この電話の際に学校教育課長は、「既に発生していた、当該いじめ重大事態の対応のためとの策定理由は対外的には好ましくない。記者からいろいろと質問される可能性もあり、当該いじめ重大事態の対応にあたる目的において策定理由は説明しづらい。」との会話があったとご指摘をいただいておりますが、これについては学校教育課長は、そのような発言はしていないとの見解で、いずれにしても、保護者の方からはこの電話をもって隠ぺいする交渉であったとのご指摘をいただき、記者会見で報告をとということでありましたので、今回発言させていただきました。また、令和3年9月9日、市議会教育民生常任委員会での質疑で、方針策定のきっかけを問われ、学校教育課長が「令和3年1月に県教育委員会から促しがあり、10月を目途に作成するよう約束していた」と答弁をさせていただいております。さらに、「いじめに遭った保護者から要請があり、それを重く受け止めて今回策定したと捉えてよいか」との質問に対して、「そのとおりである」と答弁したこと。そこで、昨年8月の記者会見におきまして、私が「被害児童の保護者からの要請があり、いじめ防止基本方針の作成に至った」ことに関して言及しておりませんでした。そこが、隠ぺいではないかのご指摘をいただいたところでもあります。

これらの経緯また訂正などをこの記者会見において明らかにすると、今日の記者会見でこの旨をしっかりと私は報告しますと約束しまして、今現在に至っております。このご指摘を踏まえて改めて策定の経緯についてご説明を申し上げます。

これは令和2年9月から11月にかけていじめ重大事態に該当するいじめがあったということでありまして、この児童につきましては市内の小学校に転校されるということになりました。そういったこともあり、児童の保護者から逗子市いじめ防止基本方針の早期策定の要請を受けており、それを重く受け止めて策定に至りました。

併せて、県の方からもこれは策定を促されておりました。そこで、冒頭に申しました内容で令和3年10月を目途に策定する約束をしていたところでもあります。このタイミングになったということでありまして、県の要請のみで策定したというところ、ここが保護者の方から指摘を受けているところでもあります。そこには、いじめ重大事態が起こっていたということも含めて申し添えておきます。

保護者から早期策定の要請があったことに言及しなかった理由については、次のとおりであります。市立小学校で いじめ重大事態が前年に発生していたことは教育委員会からの報告で承知していましたが、被害児童を含む関係児童が市内の学校に通学している中で、児童・保護者の立場を考え、記者会見の場において事案を公表することは適切ではないと考えました。この対応が逆に隠ぺいを疑わせることになったことについては、大変申し訳なくお詫び申し上げます。また、この事案につきましては、既に報道されておりますが、いじめ重大事態として、逗子市教育委員会が令和3年12月に逗子市いじめ問題調査委員会に諮問し、令和4年5月9日にこの調査委員会から答申を受けてございます。答申書は市のホームページで公表していますので、お時間のある方は、ご覧いただきますようお願いいたします。

本件に関連して、被害児童の保護者から、もう1点、ご指摘をいただいておりますので、併せて報告させていただきます。令和3年11月に市教育委員会が作成し、逗子市いじめ問題調査委員会に審議事項として諮問しました「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査報告書」につきまして、令和3年3月26日に、保護者への説明に際し、作成途中の報告書を提供いたしました。この3月に提供した報告書と、11月に作成し諮問した報告書に差異があることから改ざんではないかのご指摘がありました。

本市としては、令和3年3月に提供した報告書は、作成途中のものであり、その後、字句の修正や加筆等を行い、令和3年11月に完成した報告書が最終版と考えていますが、ここが改ざんであるところのご指摘をされているところであります。改めて第三者機関である、逗子市いじめ問題調査委員会に諮問させていただくこととなっております。あわせて報告いたします。

以上をもちまして本件の説明を終わります。

○第4回定例会の招集について

本日、令和4年第4回市議会定例会の招集告示をいたしました。案件は、お手元のプレスリリースにあるとおり、13件の議案を予定しています。議案の中から1件ご説明します。

○小児医療費の助成事業制度の対象者拡大について

小児医療における保護者の経済的負担を減らし、児童の健康の増進を図り、健全な育成を支援するために実施しております小児医療費助成事業につきまして、拡充を図ります。

現在、0歳から15歳までを対象とし、1歳以降は所得制限のある制度ですが、15歳までの所得制限を撤廃し、更に、所得制限を設けたうえで18歳までの対象年齢の引き上げを行うよう改正を行います。

助成の開始は、令和5年4月1日診療分からいたします。

議案以外で1点ご説明申し上げます。

○アプリで健康ポイント ゲットキャンペーンについて

昨年好評だったアプリを活用した健康増進キャンペーンを今年も行います。期間につきましては、11月1日から1月末までとなっております。

歩数や血圧、体重などをアプリに入力し、健診データの記録を入力することなどでポイントが付き、そのポイントが一定数になりましたら、抽選で豪華賞品が当たります。キャンペーンへの参加登録は、10月28日午前9時からできるように準備しております。

賞品はソーダストリームやプロも認めるヨガマット、任天堂スイッチのフィットネスソフト、逗子海岸でのSUP（サップ）体験チケット等、若い世代からシニア世代まで魅力を感じていただける10種類の賞品を揃えました。

アプリになじみがない方も参加していただけるように、「アプリの使い方講習会」も11月3日に行いたいと考えておりまして、健康の増進と豪華賞品を楽しみにしていただきたいと思っております。

最後になりますが、本年7月9日逗子市新宿2丁目において発生しました傷害事件についての報告でございます。資料はございません。

本年7月9日夜に逗子市新宿2丁目において発生しました傷害事件につきまして、10月21日先週の金曜日であります、米海軍人を被疑者として検察庁へ送致したということ逗子警察署へ確認したところであります。逗子市としましては同日副市長から米海軍横須賀基地民事部長に、被害にあわれた方への謝罪、賠償等を真摯に行うこと、そして米軍人の綱紀粛清と再発防止の徹底を強く求めたところであります。また同日南関東防衛局にも同じ内容で要請をいたしました。私はこの夕方、事象の被害にあわれた女性の方にお見舞いに行ってまいりました。外見上はけがの経過は順調のように見受けられましたが、ご本人の心的障害（心的外傷後ストレス障害）は相当なものだと想像いたします。この逗子市が要請したことにつきまして米海軍の米軍の対応を注視してまいりたいと思っております。

私の方からは以上であります。

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

それでは、質疑をいただきたいと思っておりますが、まずは、幹事社から質疑をお願いします。

記者) いじめの関係のところ、市長が最後に第三者機関に諮問することになっていると言っていたのですが、第三者機関の正式名称は何というのですか。

教育部長) 教育部長の村松です。正式名称は逗子市いじめ問題調査委員会でございます。こちらはわたくしども教育委員会の所管しております調査委員会になります。そこで諮問答申をいただいております所へ再度諮問をさせていただく予定ということですので。

記者) これは何について、隠ぺいだったかどうかということ进行调查してもらおうということですか。

市長) たまたま3月にお渡ししたものが正式な文書ではなく、最終稿になっていなかったものをお渡ししたので、その後申しあげましたように、字句の修正加筆等を行って11月に最終確定を行ったものを委員会の方へ出しました。

副市長) それは改ざんのほうで、隠ぺいのほうで、記者会見でお話しになったことが隠ぺいではないかと記者から言われております。

市長) 記者会見で発表しなかった理由は、先ほど申しあげましたように、市内の学校に通っている子供たちがいらっしやる中で、その状態を分かって今発言すべきかどうか気にしていたところです。そこで課長から保護者の方へこういう答弁をしますとお話したうえで、県の教育委員会からの要請に基づき、10月を目途にと申しあげたところですが、そこに齟齬があったということであろうと思います。決してこちらから意図的に隠ぺいをするつもりはなく、当該関係者おられる中、今のタイミングで言うべきかとは考えていました。そこで記者会見4日前にお話をさせていただいて、これでよしということで発表したところですが、そこにまた齟齬がありましたということでもあります。

記者) 最初の字句の訂正の部分については、その諮問には関係ないということですね。

市長) はいそうです。

記者) 最初の記者会見の所で喋らなかったところが。

市長) 二点言われました。記者会見でなぜ言わなかったのかということと、諮問に出した書類が3月と11月でずれがあるのは何故か、隠ぺい改ざんではないかということと言われました。改ざんに関しては、今改めてまた調査委員会にお願いをするという考えであります。

記者) 隠ぺいではなくて。

市長) 隠ぺいについては記者会見ですっきりと状況を説明させていただきます。

記者) それが今日ですか。

市長) はい、今日です。それで事前にこういうこととお話させていただきたいということ

申し上げました。

記者) わかりました。改ざんについて第三者機関で改ざんしたかどうかということ。

市長) 改ざんがどういう結果に結びついたかということ、保護者の方は大変気にされております。3月時点の文書で出たならどうなのかということをおっしゃっているの、同じ委員会のメンバーの方々にもう一度お願いするということにしました。そこでその文書の比較をしていただきたい。これをお願いして、保護者の方にご了解いただきました。

記者) 今の市長のご説明ですと、字句の訂正とか、内容を大きく変えるような話ではないというように聞こえましたが、市の判断では特に大きな内容を変えるものではなく、単なる字句の修正と認識している。

市長) はい。

教育部長) 補足としてご説明させていただきます。いじめ問題が起こりまして、学校で解決に至らず、市教育委員会にご相談上がってきた中で、私ども教育委員会が調査を行いました。その調査の結果を報告書として取りまとめている途中経過のものを、保護者の方のご要望もあり、お渡しをしました。その中で誤字であったり、日時の誤認であったりところが確認されました。それらを修正したのものをもっていじめ問題調査委員会に、私ども教育委員会から諮問をさせていただき、調査結果が答申として出されたところで、それが今逗子の学校教育課のホームページに調査報告書の答申ということで掲載されていますが、保護者の方から、事前に目にしていたものと調査委員会で調査にかけられる資料として提出されたものが違うのではないかと、改ざんされて調査結果にも影響しているのではないかとのご指摘をいただいておりますので、今回改めて事前にお見せしたものと最終的に取りまとめたものとを両方を見比べていただいて、調査委員会で改めて審議をしていただくという予定にしております。

記者) 取材していないのですけれども、いじめがあったとかそういう結論になったのですよね。この調査報告書というのは、最初その文書と後でと、結論は変わっていないのですよね。

教育部長) 市教育委員会が調査した内容について、有ったいじめが無かったとか、そういったことではございません。いじめが複数回にわたり行われたということは、事前のもの調査委員会にお示ししたものの、その二通りともにしっかり明記はしております。

記者) スケジュール的なものは今後どうなるのですか。いつ諮問すること。

教育部長) 調査委員会の委員長と日程調整させていただいております。投げかけをして他の委員の方との日程を含めて調整中です。今の段階で何月何日とは申し上げられないところです。保護者の方に対してもできるだけ速やかに、ただ委員の方の日程もあるので、すぐには言えませぬご理解くださいと話をさせていただいております。

記者) 分かりました。

記者) 保護者から隠ぺいではないかと指摘があったのはいつですか。

教育部長) 調査委員会からの答申に対して保護者の方からの所見を出すことができます。その所見も併せて公表ということでホームページに載せさせていただいております。その時から、さかのぼりますと、調査委員会には報告書についても保護者の方には委員長から調査報告書を手渡しご説明していただきながらということですが、その段階から当初保護者の方が見せられていたものと違うのではないかとのお話がありました。内容そのものを変えているのではなく字句の修正等だったので、私どもとしては改ざんというつもりは全くない、決裁前の物をお渡ししてしまったということについては、少々落ち度があったのではとお話させていただいております。

記者) 最初の方の、基本方針策定の理由について隠ぺいではないかという指摘があったというのは、それも同じ調査報告書を見てからということですか。時系列がよく分からないです。二つの指摘の。

市長) 昨年8月30日の記者会見で発表しました、これから10月を目途にいじめ防止対策を策定しますといったその時点でいじめが既にあったということを隠して、あたかも県要請だけで話したことが隠ぺいだとご指摘をいただきました。

記者) 昨年の記者会見の後すぐにあったということですか。指摘が保護者から。

市長) ご指摘はいろいろなやり取りがある中で、最終的に私も先般保護者の方にお会いさせていただきました。私が話を受けたのは、その時にこの二点を言われました。一つは昨年の記者会見で発表しなかったのはなぜか。これは隠ぺいだ。それから3月と11月の諮問書が改ざんだ。隠ぺいと改ざんと二点言われたので、私が聞いたのはその直近9月11日に保護者の方とお会いして、二点を言われました。一番早く私の立場で公表できるのは本日の記者会見で公表させていただきますということでご了解いただきました。この記者会見での隠ぺいについてかなり前からいろいろ言われたということはありません。9月の面会で言われました。

記者) 分かりました。ありがとうございました。

記者) 保護者の方から齟齬があると指摘された点というのは、例えばどんな、日時とか、内容の事実関係に関することではなくて、どんな類のことですか。

教育部長) 日時という点で申しますと、大きく被害といわれているお子さんが学校に来られなくなった事案としては三回ありましたが、対応に当たって、担任の先生が保護者に連絡した日時等に、教育委員会の報告書の中で指摘をいただいた、また、誤字であるとのこと指摘をいただいた、そのような点を精査してきちんとした教育委員会としての報告書を取りまとめて調査委員会へ諮った。繰り返しになりますが、三回あったいじめを二回にしたとかの改ざんではないと、私どもも認識しています。保護者の方もその点をご理解いただいているものと考えています。

記者) 事実関係が違っていたのではなく、日時とかということですね。その途中経過のものと報告書というのは必ず被害者に事前にお見せするのではないかと思うのですが、やっていなかったのですか。後から指摘を受けたということは。

教育部長) 途中経過のものを保護者の方からの要請に応じて提示をしました。それが調査委員会に諮りますといったときに何箇所か事前に渡されていたものと違うということが、今回の指摘の主な点です。最初に渡したときは当然未完成で途中経過ということでご説明したうえでお渡ししたのですが、今言ったように精査できていない段階のものをお渡ししたということで最終的に調査委員会に諮ったものと体裁であるとか字句とか若干言い回しとか異なっているということで、新旧を対比して調査委員会で検討調査をしていただくということでした。

記者) 保護者の方から細かい指摘があったにもかかわらず解決しないままホームページにアップしたということ。今アップされているのは細かい点を修正されていないものですか。

教育部長) 調査報告書は保護者の方から、この詳細が書かれているものについては、やり取りの中で、それを除いて公表してほしいということなので、ホームページをご覧くださいますと、調査委員会の報告書と保護者の方からの所見等々を公表しております。調査委員会で資料として使った市教委の調査報告書は保護者のご意向も踏まえて公表はしていません。

記者) これはいじめがあったということについて、公式に会見の場ということで公表されるのは、市としての公表はこれが初めてですか。

教育部長) 市教委としての公表であれば、調査委員会からの答申をホームページで公表させていただいた段階が今の公表にあたるかと考えています。

記者) 公表のタイミングでは特に記者クラブに投げ込みとかはしていないのですか。

教育部長) 昨年の5月に調査委員会の報告書が出ていまして、ちょっと手元に確証ないのですが記憶ではプレスリリースという形でさせていたかと思います。

記者) 今回このタイミングでこの話をされたというのは、9月に保護者の方と会って指摘があって、公表できるタイミングとしては今回が一番近いということで。発表は去年の話で、なぜこのタイミングでというのがすごく分かりづらいのでお伺いしたい。

市長) 本来であれば調査委員会からの報告書、委員長から書面で渡すのではなく対面で説明してお話されました。保護者の方も納得されたと聞いております。一部納得できないとその後続いていました。そこで私が保護者の方と初めて面会いたしました。それが9月11日です。問題点は二つあって、冒頭のとおり。そのうえで、会見の不備に関しては今回の記者会見で説明します。改ざんに関しては、判断は我々ではできないので、当初担当したその委員会のメンバー、別の人にお問い合わせすると違った見解になるのはよろしくないもので、前回のメンバーの方でもう一度比較を検証していただきたいとお願いしています。やることに関しては了解してもらっておりますが、日程が最終的に調整できておりません。

記者) 分かりました。最後に一つだけ。スケジュール的なことでまだ日程はどのことですが、細かい日時の修正であれば、改めて調査するわけではないので、それほど時間がかかるわけではないと思います。年内には出せるとか。目途として今年度中など、教えてください。

教育部長) 私どもも委員長と日程調整させていただいている中で、委員長も二つの報告書を見比べるとということなので複数回の開催には至らないだろうと、現時点での見解ですが、今言われたような時期できるだけ早期に委員会に諮問して答申という形で改めての答えをいただきたいと思っておりますし、いただけるものと考えているところです。

記者) 分かりました。そのタイミングで精査したものが出たら、お知らせください。

教育部長) 一度諮問し答申いただきホームページで公表しておりますので、教育委員会の諮問答申なので、お答えいただいた際には改めて公表という形をとらせていただきます。

記者) ありがとうございました。

記者) 先ほど市長が保護者の方とお会いしたことを聞きましたが、いつ頃どちらからお会いしましょうと要請があったのでしょうか。

市長) 本来ならば解決していれば私が直接会うことはないのですが、やり取りを聞いていると私がしっかり会わせてもらった方がよいと判断して、私からお伝えいたしました。

記者) それはいつ頃お願いされましたか。

市長) 8月末位だと記憶しています。その上で日程が9月11日になったということです。

記者) 最初に保護者の方と担当者といろいろやり取りがあり、その報告が市長に上がってきて、その中でご自身が出ていかないといけないと判断に至ったということですが、改ざんであったり隠ぺいであったりと保護者の方が主張していることですが、最初に保護者の方が市側へそういう主張を投げかけたのはいつ頃ですか

教育部長) 調査委員会の答申が令和4年5月9日に出ていますが、それに対する所見という形で保護者の方から6月に文書書面をいただいています。その中で既にご指摘をいただいています。その間私ども、私や学校教育課長がお話をし、教育長もお電話をしましたが、なかなか保護者の方が教育委員会に対する信頼をいただけていないという中で、最終的に市長にお会いいただいたということです。

記者) 先ほどのお話では9月に把握されたとおっしゃったが、6月ということであると3か月の差があります。この辺りは市長どのようにお考えになりますか。

市長) 報告は逐一受けています。やり取りがなかなか面会でお話する機会がなく、ほとんどがメールでした。私は立場も違うので一度お会いしてしっかりお話をするという判断で面会を希望いたしました。

記者) 保護者の方が隠ぺいや改ざんを指摘されていることを最初に市長が把握されたのはいつ頃ですか。

市長) 5月の発表後、6月から7月にかけてやり取りが所管と続いておりました。その中に隠ぺいとかも含まれていたということですから、特に記者会見というのは私の所掌分担になりますので、私が出るべきと判断したところです。

記者) ありがとうございます。もう一つ報告書ですが、途中経過のものと最終版のものとそ

れぞれ見せていただくことは可能ですか。

教育部長) 調査委員会に答申をいたしますので、今日ここに至るまでの間、保護者の方の意向としては、未完成のものと最終のものについては、公表は差し控えてほしいというご希望がありましたので、これまでお出ししておりません。市長も、保護者の方のご意向、お子様のお気持ちを最大限尊重していただいておりますので、この場で、はいということは申し上げかねます。確認をさせていただく必要があろうかと思えます。

記者) よろしくお願ひします。

市長) それは出してほしいということのみがご依頼ですか。

記者) そうですね。可能であれば。その二つを見比べれば、我々も僭越ですが非常にどこが変わっているかが変わります。

市長) お気持ちは分かりますが、委員会の方にまずは比較をしていただくことが優先ですので、最後公表できるタイミングでは、何がどのように違っていたかを対比させる必要があるのでしばらくお待ちください。

記者) 承知しました。

市長) このいじめに関して私の考えは隠すつもりは全くありません。逆にこの問題から今後来年度以降学校教育はどうあるべきかと考えさせられました。財政も一定の回復を見た今は、いじめの中に答申にあるように学校の先生が疲弊しています。逗子市でも財政対策前についていた市単での補助教員やさまざまな制度すべてカットしてきました。来年度以降、学校教育、何よりも先生を元気にするというをやらない限り、教育は戻らないと考えました。それくらい重く受け止めています。真剣に取り組んでいくべき課題で、私は逃げる気は全くありません。隠ぺいする気はなかったのですが、保護者の立場、児童の立場を考えると、それが必要であるかあえてその部分に触れなかったことがご指摘いただいたところで。改めてご説明させて下さい。

記者) この記者の中では、去年の8月からいる人はほとんどいないと思うのですが、8月からいる人からとすると、報道が出ていきなりという感じで結構第三者から見ても隠しているのではないかという印象があります、一個人として。そもそも重大事態を隠ぺいした時点で、公表すべきと思いますが、文科省から公表の基準になっていないとか、そこで公表しなかった理由があつたりするのでしょうか。

教育部長) 特に公表の基準はございませんが、令和2年にいじめがあり学校長は学校で対応していました。学校で収まらず教育委員会へ報告があったという中で、学校の対応の調査また、保護者の方への対応、被害にあわれた児童のケアを委員会として対応していたので、その時点ではいじめの基本方針がございませんので、その方針に基づくいじめ問題調査委員会なども市として条例も設置も無いので、教育委員会として対応に当たっている中で、事案が進行しておりました。なんとか解決に至ればという中で対応しておりました。

記者) そこは公表されていない自治体さんもあると思うので、分からなくはないのですけれども。もう一つ、記者会見4日前の学校教育課長が県教育委員会から促されたことを理由にしたところですが、ここで保護者の方が言うように、既にいじめ重大事態認定のため対応に当たるため説明がしづらいとお話されていましたが、保護者に相談もせずに、県教育委員会から促されたことを理由にしてよいかという連絡をしていると思いますが、なぜ重大認定のためというのはまずいですよねと、一言なぜ言えなかったと思います。

教育部長) いじめ案件の詳細に入ってしまうので申し上げにくい点ではありますが、今回の市内の小学校で起きたいじめで、精神的なショックを受け学校を休む日が30日を超えてしまっている、文科省のガイドラインで長期に学校を休まざるを得ないという状況は重大事態ということですが、そのいじめ基本方針の策定等を検討している段階では、このお子さんは既にいじめを受けた学校で学校生活を続けるのは難しいということで保護者と相談した中で転校をして新しい学校生活がスタートしていました。その中で転校先の学校でも学校を挙げて見守り支援していくという状況でしたので、その状況の中でこのようなことがあったので今回策定に至りますと、ここから先は言った言わないの世界になります。私どもはこういった状況なのであえて背景と現状をお伝えする必要はないと思いますがいかがでしょうかと投げかけたつもりですが、保護者の方の受け止めはそうではありません。先ほど市長のご説明の受け止め方をされています。この点は電話でのやり取りなので、私どもも言葉足らずの点は多々あると思います。大変申し訳なく思っております。

記者) たぶん行き違いがあったと思います。皆さんは児童保護者の立場を考えていっていると思いますが、向こうは知ってもらいたかったという思いもあったかと思いますが。そこは児童保護者の立場を考えて、先に相談すべきだったのではと個人的には思います。説明ありがとうございます。

記者) 市長にお伺いいたします。9月に市長のご提案で保護者にお会いされたということで、これだけ問題が長引いていることで、保護者の方は不信感をずっとお持ちで、面談の時にご指摘を受けて、市長が記者会見でということと思いますが、その時の印象は、保護者の方はかなり納得されたご様子なのか。それとも対応が必要な状況なのでしょうか。

市長) 私の印象は、お詫びを申し上げた、不信を抱いて、市教育委員会の行っていることに信頼がおかれていないということにお詫びを申し上げました。先ほどの二点が大きな争点であるので、私のやれることは、この記者会見で状況を報告する。改ざんについては委員会でもう一度改めて検討していただくべきことと、改めてお話させていただきました。ご理解いただけたと思います。やはりメールのやりとりや電話は避けたかったと考えます。会って顔を見てお話しすれば、そこに信頼も生まれてくると感じます。私もそこが気になったので先に保護者に確認を取ってくれと言ったのは、説明にもありましたように転校してどうなるかを注意して見守っていました。新しい学校ではうまくいっていると話のあった中で、改めて説明することはかえってどうかと思いました。私の考えとしては隠すつもりはなく、あえてうまくいっている中で、その後転校して半年していい感じになっていると報告を受けているので、言うべきではないのではという考えに至ったのも一つ。そこが保護者から見ると隠ぺいと捉えたことは大変申し訳ないと思っております。

記者) 確認すると、隠ぺいと改ざんの二点が解決すれば保護者としても。

市長) そう思うのですが、ただその先また結論がでるとご要望があるかもしれません。

記者) いじめ重大事態の認定時期は、30日以上は休んでいたということで、いじめ重大事態に当たると思っているのか。認定時期は、成立した時期は、令和2年の秋冬でしょうか。

学校教育課長) 令和2年12月末で30日を超え、39日になったと思いますが、学校の方から重大事態に当たると報告があって、教育委員会として年明け1月4日の段階で文書で市長へ重大事態が発生したと報告しています。

記者) ありがとうございます。

記者) 米軍人による傷害事件ですが、この時期まで延びた、送検に相当時間がかかったことについて、市長どのようにお考えですか。

市長) 我々の所管ではないので、軽々に申し上げることはできませんが、一日も早い解決を願っていました。できれば海水浴場が開設されている9月4日までに済まないものかと気はありましたが、最終的にはこの日までになったものです。

記者) 市長としては時間がかかったという感覚はお持ちですか。

市長) もう少し早くしてほしいという思いはあります。

記者) ありがとうございます。

記者) 被害女性の方に 21 日の夕方にお会いされたのですか。ご自宅に行かれたのですか。

市長) 職場に行き面会いたしました。状況の報告をさせていただき、市としては今後継続して推移を見守りながら進めていく。タイミングがあれば米海軍にお願いすると発言しました。

記者) 傷がまだ癒えていない印象でありましたか。

市長) お顔は回復されているのにほっとしました。ただ、おそらく心的障害は、ドンと押しつぶされて顔面を強打した恐怖の傷、心の傷が癒えるのは相当時間がかかると拝見しました。

記者) 今後市として、どういう防犯とか力をいれていく方針・指針はありますか。

市長) 海水浴期間でしたがすぐに防犯カメラ等を設置しやるべきことはやりました。今後も海水浴場での事件に限定したことなく、いろいろな所で通り魔的な事件が起こることは考えられます。その一つの抑止力解決は防犯カメラだと思います。県も防犯カメラの普及は制度上やっていますが、設置する方向であります。市としてやれるならば今後必要としたときは設置していくくらいやっついていかないと、市民は安心できません。解決は大体防犯カメラから捜査が始まると考えると取り組んでいきたいと考えます。

記者) ありがとうございました。

企画課担当課長 (広聴広報担当)

それでは以上をもちまして本日の記者会見を終了いたします。誠にありがとうございました。

市長) どうもありがとうございました。

以上